

## 新潟県条例第50号

新潟県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

新潟県地方港湾審議会条例（昭和49年新潟県条例第14号）の一部を次の表のよう

に改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（所掌事務）</p> <p><b>第3条</b> 審議会は、知事の諮問に応じ、県が管理する港湾について、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を知事に建議する。</p> <p>（1）港湾法第3条の3第1項及び<u>第2項</u>の港湾計画</p> <p>（2）・（3）（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p><b>第3条</b> 審議会は、知事の諮問に応じ、県が管理する港湾について、次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を知事に建議する。</p> <p>（1）港湾法第3条の3第1項及び<u>第10項</u>の港湾計画</p> <p>（2）・（3）（略）</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。